



下呂市ふるさと寄附推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日

下呂市長 山 内



令和 8 年下呂市告示第186号

下呂市ふるさと寄附推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市ふるさと寄附推進事業実施要綱（平成26年下呂市告示第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 特典 特産品、サービス<u>その他の物品</u>をいう。 （2） 特産品 市内で生産若しくは製造され、又は販売される商品で、<u>下呂市特産品振興協力会会員</u>（以下「会員」という。）が取り扱うものをいう。 （3）～（5） （略）	（定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 特典 特産品、サービス<u>及びその他物品等</u>をいう。 （2） 特産品 市内で生産若しくは製造され、又は販売される商品で、<u>下呂市特産品ホームページ運営協力会会員</u>（以下「会員」という。）が取り扱うものをいう。 （3）～（5） （略）

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 25 日から施行する。

